

東日本大震災に伴う公共工事の前払いの特例措置廃止について

1 廃止の理由

東日本大震災発生後、被災地域の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、前払い金の割合を引き上げる特例措置を継続してきましたが、国土交通省における特例措置の対象地域が被災3県（岩手県・宮城県・福島県）となったことを受け、芳賀町においては、この特例措置を廃止し、以前の割合に戻します。

2 改正内容

前金払の割合を特例措置前の割合に引き下げます。

<芳賀町建設工事等執行規則第14条表>

	変更前	変更後
契約の区分	前金払の限度額	前金払の限度額
1 請負代金額が300万円以上の工事の請負契約	請負代金の額（継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約にあつては、当該支出すべき年度における額。第3号の額において同じ。）を次のアからウまでに定める率を順次適用して計算した額の合計額 ア 3億円以下の額 <u>100分の50</u> イ 3億円を超10億円以下の額 100分の20 ウ 10億円を超える額 100分の10	請負代金の額（継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約にあつては、当該支出すべき年度における額。第3号の額において同じ。）を次のアからウまでに定める率を順次適用して計算した額の合計額 ア 3億円以下の額 <u>100分の40</u> イ 3億円を超10億円以下の額 100分の20 ウ 10億円を超える額 100分の10
2 業務委託料が300万円以上の設計、調査、測量等の委託契約	業務委託料（継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約にあつては、当該支出すべき年度における額。）に <u>100分の40</u> を乗じて得た額	業務委託料（継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約にあつては、当該支出すべき年度における額。）に <u>100分の30</u> を乗じて得た額

3 適用日

平成28年10月1日以降に締結する契約が対象となります。